

建築物の健康診断。せつ**特殊建築物の定期調査・報告書作成** 平成20年度の建築基準法改正で「定期報告書制度」が厳格化されました。

「定期報告書制度」とは

特殊建築物全般については3年に1度、

特殊建築物に付随する建築設備については毎年、

検査報告を行うことは建築基準法で定められた義務です。

義務に違反した場合には、建築基準法に罰則規定が設けられています。定期報告をしない又は虚偽の報告をした場合は、法第101条第2号の規定により「100万円以下の罰金」となっています。

弊社は、事業を長く継続する基盤が建物の適切な維持にあると考えています。そのために法律で定められたこの定期報告調査を積極的に活用していただき、定期調査の結果にもとづいて建物を適切に維持管理していただくことを願って弊社設計の建物の定期報告をさせていただいています。設計・監理から建物維持の定期検査まで一貫したサービスを提供させていただくのが弊社の特徴です。更に、弊社設計ではない公共及び民間の建築物の定期調査も多くの実績を重ねています。、建物で建てられてから年月を経た建物の場合は設計事務所、施工会社ともに様々な理由で縁が無くなったりするなど、定期調査を依頼する設計事務所や建築士を探すのにお困りの所有者も多いのが現実のようです。そのような場合には是非、弊社への依頼をご検討下さい。

定期調査・報告とは

建築基準法では、(1)特殊建築物等、(2)昇降機、遊戯施設、(3)特殊建築物等に設ける建築設備について、その所有者・管理者が、安全を確保するため、専門技術者に定期的に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することが定められています。これが定期報告制度と呼ばれるもので、建築物の健康診断です。

以下では、この定期報告制度のうち、(1)特殊建築物等の定期調査・報告に関して紹介いたします。定期調査・報告を行った建築物には、定期調査報告マークを用いた報告済証が表示されます。



特殊建築物等定期調査報告マーク

定期調査機器：照度計、風力計、クラックゲージ、水平垂直計、ビーム計測器など。